## 認知症診断助成制度に関する検討事項

## <合意事項>

- 1. 神戸市認知症診断助成制度について
  - ○二段階方式の認知症診断制度
    - 第1段階:認知機能検診(医療機関で個別実施)

対象:受診券を持参した者(65歳以上の市民が申請し郵送)

市民負担:無料

検査ツール:改訂長谷川式簡易知能評価スケール (HDS-R)

BPSD 等:問診票①

日常生活動作評価: 問診票②(地域包括ケアシステムにおける認知症

アセスメントシート: DASC-21)

診断結果票:認知症疑いか否かを診断。

• 第2段階:認知機能精密檢查(保険診療)

対象:第1段階の医療機関発行の「精密検査依頼書」を持参した者

市民負担:保険診療の自己負担金を償還払いで助成

必須項目:形態画像検査(頭部CTあるいは頭部MRI)、神経心理検査(MMSE

等)、血液検査、日常生活動作検査(第1段階の DASC-21 を

もとに診察中に評価)

診断結果票:認知症(アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、

血管性認知症、その他の認知症 (病名を記載))、

軽度認知障害(MCI)、認知症でない、に分けて診断。

- ○第1段階および第2段階の医療機関リスト、各種書類等の作成は神戸市医 師会等と検討
- 2. 事故救済制度に関する認知症の診断方法について(診断制度開始後の運用)
  - (1) 事故が起こる前に認知症の診断を受けている場合

<給付金(見舞金)制度>

- ①神戸市の診断制度(第2段階の医療機関)で認知症と診断を受けた場合は対象とする。
- ②かかりつけ医の紹介、認知症初期集中支援チームの事例、若年発症のケースで認知症疾患医療センターでの診断を受けた場合は対象とする。

③市外の医療機関で認知症と診断を受けた場合は、認知症の専門医(日本認知症学会、日本老年精神医学会の専門医)に限って対象とする。

### <賠償責任保険制度>

給付金制度と同じ(ただし、③の場合は、転入して市民となった者に限る)。

(2) 事故が起こる前に認知症の診断を受けていない場合

#### <給付金(見舞金)制度>

①事故後に認知症疾患医療センター等に依頼して精密検査を受け、認知症と診断された場合は対象とする。

※ただし、認知症の方が死亡された場合は、

- ・事故以前に受診しており、診療録に認知症疑いの病名がある、 あるいは、介護保険主治医意見書に認知症に関する病名の記載 がある等の場合は、(仮称)事故救済制度に関する給付金判定部 会に委ねる。
- ・認知症の可能性がある行動があったものの、事故までに未受診 の場合は対象としない。

#### <賠償責任保険制度>

事故後の診断は対象としない(事前診断・事前登録が必要)

# (3) その他

- ①神戸市の認知症診断制度開始前に、既に認知症の診断を受けている場合は、 疾患名が記載された診断書(統一した診断書の書式)を提出することで事 故救済制度の対象とする(ただし、賠償責任制度は診断制度開始から3年 間登録可)。
- ②治る認知症の診断の場合、賠償責任保険への加入することは可能であるが、 治療して認知症が治った場合は、申告して脱退手続きをする。
- ③賠償責任保険に加入している市民が市外に転出する場合も、申告して脱退手続きをする。(年1回、職権により役所で確認して通知は行う。)
- ④改正道路交通法における認知機能検査制度とは連携していない。神戸市の 認知症診断制度の結果に関わらず、公安委員会からの診断書提出などの指 示には従うよう周知する。

# <報告事項>

- ○神戸市医師会との協議状況
- ○認知症疾患医療センターとの協議状況

## <検討事項>

- ○認知症疾患医療センターを紹介なしに受診し、認知症と診断された者は助成 金の対象外であるが、賠償責任保険と GPS 利用の対象とする。
- ○第2段階医療機関あるいは認知症疾患医療センター以外の市内の認知症の専門医(日本認知症学会専門医あるいは日本老年精神医学会専門医)に認知症と診断された者は賠償責任保険と GPS 利用の対象とする。(市外の者は対象と決定している。助成金は対象外。)
- ○給付金の支給は判定部会で判定するが、給付金の支給判定に必要な診断(事故後の診断)を市内の認知症疾患医療センターで行う。事後の検査は、診断結果に関わらず助成金の対象とする。
- ○制度開始前に国内医療機関で診断を受けている者は、制度開始後3年間は、 統一書式の診断書を提出することで、事故救済制度の対象者としたが、まず は1年間(当面、平成32年3月まで)の登録として広報を推進する。
- ○経過措置として、事故救済制度開始後1年間(平成32年3月まで)は、第2 段階医療機関あるいは認知症疾患医療センター以外の国内医療機関で行った 認知症検査の結果、認知症と診断された者は、賠償責任保険とGPS利用の対 象とする。(助成金は対象外。)